

一般財団法人日本コアコンディショニング協会 認定講師規約

第1条（講師とは）

講師とはコアコンディショニングをセミナー、講演等を通じ普及し健康革命を推進していく人財である。

第2条（講師資格の種別）

本協会の講師資格を次の2種類と定める

- (1) 認定B級講師
- (2) 認定A級講師

第3条（講師資格取得制度）

講師の認定資格の取得条件を次号に定める。

- (1) 認定B級講師

- ①本協会会員であり、認定アドバンストトレーナーであること。
- ②B級講師養成セミナーを受講し、B級講師試験に合格すること。

- (2) 認定A級講師

- ① 本協会会員であり、認定マスタートレーナーであること。
- ② 認定B級講師として年1回以上のベーシックセブンセミナー開催実績を持っていること。

もしくは、協会がそれと同等と認めるセミナー講師実績をもっていること。

- ③A級講師養成セミナーを受講し、A級講師試験に合格すること。

第4条（講師の権利）

第1項 B級講師の開催およびその他の権利を次号に定める。

- (1) ベーシックセブンセミナーを主催することができる。
- (2) その他コンテンツ講師養成セミナーを受講することで、3時間以内のJCCA公認セミナーを開催することができる。可能なセミナーは別紙「JCCAセミナー受講価格／申請料等一覧」に則る。
- (3) 協会に依頼された短めのセミナー・ワークショップ等の講師派遣を優先的に斡旋される。
- (4) 別紙「JCCAセミナー受講価格／申請料等一覧」に則り、講師を招きJCCA認定セミナーの中の3時間以内のセミナーを主催することができる。

第2項 A級講師の開催およびその他の権利を次号に定める。

- (1) ベーシックセブンセミナー・アドバンストセミナーシリーズ2種類を主催することができる。
- (2) その他のコンテンツ講師養成セミナーを受講することで、JCCA公認セミナーを開催することができる。可能なセミナーは別紙「JCCAセミナー受講価格／申請

料等一覧」に則る。

- (3) 協会に依頼された講演・セミナー・ワークショップ等の講師派遣を優先的に斡旋される。
- (4) 別紙「JCCAセミナー受講価格／申請料等一覧」に則り、講師を招きJCCA公認セミナーの中のセミナーを主催することができる。

第5条（更新条件）

認定講師の更新条件を次号に定める。

- (1) 講師更新費を毎年4月に納めること。更新費はB講師10,500円（消費税対象外取引）、A級講師21,000円（消費税対象外取引）とする。
- (2) 年1回以上各級講師更新セミナーに参加すること。
- (3) 年1回シンポジウムに参加すること。
- (4) 年1回以上のJCCAセミナーの講師、もしくはそれと同等以上と協会が認めるコアコンディショニング普及のための講師活動を実施すること。

第6条（セミナー開催について）

開催手順・開催費用の支払いについては「セミナー開催に関する規約」を遵守すること。

第7条（資格失効）

本協会は次の各号の一つ以上に該当する認定講師に対しその資格を失効させることができる。

- (1) 本協会の事業を妨げまたは妨げようとした者
- (2) 更新条件を満たさない者
- (3) 本協会のすべての規約を遵守しない者
- (4) 故意または重大な過失により本協会の信用を失わせるような行為をした者
- (5) 犯罪その他社会や他の本協会会員の信用を失う行為をした者
- (6) 本協会を退会した者

第8条（その他）

認定講師について本規約に定めのない事項については、都度理事会で決定する。

第9条（施行）

本規約は平成24年1月1日から施行する。

以上

平成 24 年 1 月 1 日施行